

平成31年度 税制改正大綱

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

平成30年12月14日に、平成31年度与党税制改正大綱が公表されました。以下、大綱で明らかにされた主要な改正・見直し項目の概要を説明します。なお、今後の国会における改正法案審議の過程において、一部項目の修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意下さい。

法人課税

1) 研究開発税制の見直し

総額型について、研究開発を行う一定のベンチャー企業（設立後10年以内の法人のうち、当期において翌期繰越欠損金額を有するものとされます。スタートアップ企業が想定されています）の控除税額の上限が、当期の法人税額の40%（現行：25%）に引き上げられます。控除率カーブが見直され、税額控除率及び税額控除上限の上乗せ措置について適用期限が2年延長されます。

オープン・イノベーション型（特別試験研究費にかかる税額控除）について、対象に一般の民間企業（所定の要件を満たす研究開発型ベンチャー企業を含む）への一定の委託研究が追加されます。研究開発型ベンチャー企業への委託研究及び同企業との共同研究にかかる税額控除率は25%とします。一般の民間企業への委託研究にかかる税額控除率は20%とします。また、控除税額の上限が当期の法人税額の10%（現行：5%）に引き上げられます。

高水準型（廃止）は、試験研究費が高い水準の企業に対する税額控除率の割増措置を総額型に創設することによって、総額型に統合されます。

2) 組織再編税制

株式交換等の後で、完全子会社化された会社が完全親会社を被合併法人として逆さ合併を行う場合は、支配関係継続要件等の適格要件について、その合併の直前の時までの関係により判定することとされます。

合併、分割及び株式交換にかかる適格要件や旧株譲渡損益繰延要件のうち、対価にかかる要件について、三角合併等で対価となる合併法人等の親法人の株式に、合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する法人の株式が加えられます。

3) 中小企業関連

- ▶ 中小企業者の法人税率の軽減特例(年800万円以下の所得に対して15%)の適用期限が2年延長されます
- ▶ 中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制等の適用期限が2年延長されます
- ▶ 中小企業が行う防災・減災設備の投資について、特別償却ができる措置が導入されます
- ▶ 租税特別措置法上の中小企業にかかる「みなし大企業」の範囲について適正化が図られます。大規模法人の支配下にある孫会社も中小企業特例の適用対象外とされます

4) その他

- ▶ 役員の業績連動給与にかかる損金算入手続きが見直されます

個人所得課税・資産課税

1) 個人事業者の事業承継税制の創設

相続又は贈与により一定の事業用資産(事業用土地、建物、一定の減価償却資産)を後継者が取得し、事業を継続していく場合には、相続税・贈与税の納税を猶予する制度が創設されます。納税猶予割合は100%です。

10年間の時限措置であり、特定事業用宅地等について小規模宅地等にかかる相続税課税価格計算の特例との選択適用となります。

法人の事業承継税制と同様に、承継計画を作成して確認を受ける必要があります。

2) その他

- ▶ 事業用小規模宅地にかかる相続税課税価格計算の特例の対象から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます
- ▶ ふるさと納税について、一定の基準に適合した自治体を対象として指定されることとなります。返礼品の基準は、金額が寄附金の3割以下となる地場産品とされます。過度な返礼品を送る自治体は制度の対象外とされます
- ▶ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置は、見直しが行われた上で、2年延長されます
- ▶ 一定の要件を満たす未婚の一人親が、住民税の非課税措置の対象に加えられます

国際課税

1) 移転価格税制の見直し

移転価格税制の対象となる無形資産の定義の明確化が行われます。

独立企業間価格の算定方法として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)が追加されます。

評価困難な無形資産にかかる取引(特定無形資産取引)について、独立企業間価格の算定の基礎となる予測と結果が相違した場合には、一定の要件のもとで、税務当局が実際の結果を勘案して価格調整(更正等)をすることができることとされます。ただし、調整後の価格と当初価格との相違が20%を超えていない場合は、価格調整は行われません。

移転価格税制にかかる更正期間等が7年(現行:6年)に延長されます。

上記の改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税から適用されます。

2) 過大支払利子税制の見直し

事業年度における純支払利子の額が調整所得金額の20%(現行:50%)を超える場合は、その超える部分の金額は損金の額に算入しないものとされます。

調整所得金額の計算上、当期の所得金額に加算する金額から受取配当の益金不算入額及び外国子会社配当の益金不算入額を除外することとなります。

利子の受領者において日本の課税所得に含まれる支払利子の額は制度の対象外となります。一定の要件を満たす債券利子の額も対象外となります。

適用除外基準が見直されます。

上記の改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度の法人税から適用されます。

3) 外国子会社合算税制の見直し

特定外国関係会社であるペーパーカンパニーの範囲から、以下の外国関係会社が除外されます。

- ▶ 持株会社である一定の外国関係会社
- ▶ 不動産保有に係る一定の外国関係会社
- ▶ 資源開発等プロジェクトにかかる一定の外国関係会社

外国関係会社が現地国で連結納税制度の適用を受けている場合や、パススルー事業体にかかる税法規定の適用を受けている場合の取扱いが明確化されます。現地法令基準を用いる適用対象金額の計算においては、現地の法人税に関する規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いて計算することとします。また、外国関係会社が合算課税の適用を受けた場合に、二重課税調整のために控除される外国法人税の額は、現地の法人税に関する規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いて計算した所得の金額につき、外国法人税が課されるものとして計算される外国法人税の額とされます。租税負担割合計算における所得の金額(分母)の計算及び外国法人税の額(分子)の計算も同様に行われます。

上記の改正は、内国法人の平成31年4月1日以後に終了する事業年度の合算課税(外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度にかかるものに限る)について適用されます。

4) その他

- ▶ 外国税額控除の対象から除外される外国法人税の額に、内国法人に対する配当の支払い等があったものとみなして課される一定の外国法人税の額が加わります

納税環境整備

1) 情報照会手続の整備

税務当局の職員が、事業者等に対して、国税に関する調査に関して参考となるべき帳簿書類、その他の物件の閲覧又は提供、その他の協力を求めること(協力要請)ができることが法令上明確化されます。

国税局長は、以下の要件のすべてを満たす場合に、事業者等に対して、特定取引者(事業者との取引を行う不特定の者)の氏名又は名称、住所又は居所及び個人番号又は法人番号につき、一定の期日までに報告を求めることができるとされます。

- ▶ 特定取引者の国税について、更正決定等をすべきこととなる相当程度の可能性がある場合
- ▶ この報告の求めによらなければ、特定取引者を特定することが困難である場合

上記の改正は、平成32年1月1日から適用されます。

2) 仮想通貨の取扱い

個人が仮想通貨の売却をした場合において、その取得価額を計算する際に行う期末評価額の計算方法は、移動平均法又は総平均法とすることが明確化されます。

法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上することになります。また、仮想通貨の譲渡にかかる原価の計算方法は、移動平均法又は総平均法による原価法とします。

3) その他

- ▶ 金地金密輸防止のため、消費税に関して、密輸品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除を認めないこととされます。また、金地金にかかる仕入税額控除について、「本人確認書類の写し」の保存が要件に加えられます。
- ▶ 民法の改正(成年年齢引下げ)に伴い、相続税をはじめとする各種制度の成年要件等が引き下げられます。また、相続関係の民法改正に伴い、相続税等の制度を見直す措置が講じられます。

その他の改正・見直し

1) 消費税率の引上げに伴う対応

住宅ローン減税について、住宅の取得(消費税の税率が10%である取得に限る)をして平成31年10月1日から平成32年12月31日までに居住の用に供した場合に、税額控除を受けられる期間が10年から13年に延長されます。11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した税額控除の上限が設けられます。

自動車取得税(価格の3%)は平成31年10月の消費税増税時に廃止されます。かわりに、燃費性能に応じて納める環境性能割が導入されますが、増税後の1年間に限っては税率が1%分軽減されます。また、自動車の保有にかかる自動車税は最大年4,500円減税されます。減税財源を確保するために、エコカー減税は縮小されます。

2) その他

- ▶ 地域間の財政力の偏在を是正するために、企業が都道府県に納める法人事業税の約3割が特別法人事業税(仮称)として国に吸い上げられ、特別法人事業譲与税(仮称)として、各都道府県に人口に応じて再配分されることになります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181217

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp